

2025年度愛知県薬事審議会議事録

1 日時

令和8年1月28日(水) 午後2時から午後2時40分まで

2 場所

愛知県議会議事堂 1階 ラウンジ

3 出席者

委員総数18名中16名

(出席委員)池山正仁委員、岩崎公弥子委員、亀井浩行委員、川邊祐子委員、佐藤公治委員、白井直子委員、白橋秀明委員、塚本知男委員、中根志保委員、服部光治委員、前田智彦委員、水野真紀夫委員、山田成樹委員、山田久子委員、山室理委員、吉田典子委員

(事務局) 保健医療局長始め8名

(愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 伊藤課長)

定刻になりましたので、ただ今から2025年度愛知県薬事審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、保健医療局長の長谷川からごあいさつを申し上げます。

(愛知県保健医療局 長谷川局長)

本日は大変お忙しい中、2025年度愛知県薬事審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の保健医療行政に格別の御理解と御協力をいただいておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

この審議会は、県の条例により設置されました知事の諮問機関で、薬事に関する重要事項を御審議いただいております。昨年度は、2回に渡って、愛知県薬剤師確保計画の策定について御審議いただきました。

本日は、議題としまして、愛知県薬剤師確保計画の進捗状況について、また、報告事項として、医薬分業の現状、薬機法の改正、電子処方箋普及促進事業の進捗状況、あいち健康の森薬草園の運営状況の計4件について御説明させていただきます。

限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願ひし

ます。

(愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 伊藤課長)

紹介が遅れましたが、本日の進行を務めさせていただきます、医薬安全課長の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

次に、本日御出席の委員の御紹介ですが、時間の都合がございますので、お手元の配席図及び出席者名簿により、紹介に代えさせていただきます。

また、議題の審議にあたり、関係団体から臨時委員として、一般社団法人愛知県病院薬剤師会から山田委員に御出席いただいております。

次に定足数の確認ですが、この審議会の委員は 18 名で、定足数は9名です。現在、16 名の御出席をいただいておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

次に、資料の御確認をお願いいたします。愛知県薬事審議会次第、愛知県薬事審議会配席図・出席者名簿、愛知県薬事審議会条例・委員名簿、愛知県薬事審議会運営要綱、資料1—1愛知県薬剤師確保計画の進捗状況について、資料1—22024 年度愛知県委託事業薬剤師確保のための実態調査、参考資料愛知県薬剤師確保計画(2025-2029)〈概要版〉、資料2医薬分業の現状について、資料3医薬品医療機器等法の改正について、資料4電子処方箋普及促進事業の進捗状況について、資料5あいち健康の森薬草園の運営状況についてでございます。

不足等ございましたらお申し出ください。

それでは議事に先立ちまして、委員の皆様には、会長の選出をお願いします。

当審議会の会長は、愛知県薬事審議会条例第五条1項により、委員の互選により定めることとなっております。

どなたか推薦がありますでしょうか。

(川邊委員)

名城大学法学部長の前田委員を推薦します。

(愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 伊藤課長)

ただ今、前田委員の御推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

【異議なしの声】

(愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 伊藤課長)

御異議もないようですので、今年度の会長は前田委員にお願いしたいと思えます。

それでは、前田委員には会長席へお移り頂きまして、以後の進行をお願いいたします。

(前田会長)

会長の前田でございます。

皆様の御協力をいただきまして、円滑な会議の運営に努めてまいりたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題に入る前に、本日の会議の公開・非公開について、事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 濱島担当課長)

本日の会議は、愛知県薬事審議会運営要綱第3条に基づき全て公開とさせていただきます。

(前田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議は全て公開とします。

次に、会議録の署名者を決めたいと思えます。署名者は、愛知県薬事審議会運営要綱第2条に基づき、会長が委員2名を指名することとなっております。

本日は、学識経験のある方及び関係行政機関の職員からそれぞれ1名、岩崎委員と、白橋委員にお願いしたいと思えますが、お二人ともよろしいでしょうか。

【岩崎委員、白橋委員：了承】

(前田会長)

それでは、議題に入りたいと思えます。

はじめに、2議題、愛知県薬剤師確保計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

(愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 濱井課長補佐)

愛知県薬剤師確保計画の進捗状況について御説明いたします。

愛知県では、医療提供体制の確保を目的として、薬剤師の偏在対策を図るた

め、愛知県薬剤師確保計画を令和7年3月に策定しました。

最初の計画となる今回の計画期間は、2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間ですが、原則、3年ごとに計画の実施・達成を積み重ね、その結果、2036(令和18)年度までに薬剤師偏在是正を達成することを長期的な目標としています。

計画の概要については、参考資料のとおりです。

参考資料6ページを御覧ください。

6、目標薬剤師数を達成するための施策について、短期的に得られる施策と、薬剤師確保の効果が得られるまでに時間のかかる長期的な施策を適切に組み合わせることにより、目標薬剤師数を達成するよう施策に取り組んでいるところですが、2025年度の実績について御説明いたします。

資料1-1を御覧ください。

まず、短期的に効果が得られる施策として、1、病院・薬局への薬剤師の出向・派遣による偏在対策です。

令和6年6月の診療報酬改定において新設された、薬剤業務向上加算を活用し、2024年度より、愛知県病院薬剤師会の主導の下、病院薬剤師の派遣事業を開始し、2025年度は、3件の実績がありました。

次に、2、薬剤師再就業支援事業による薬剤師確保対策です。

薬剤師の資格を有しながら結婚、出産、子育て等の事情により薬局等の医療現場に従事していない薬剤師に対して研修会、実務実習を愛知県薬剤師会に委託して開催し、21名の方に受講いただきました。

次に、3、就職案内サイトや就職説明会等を通じた薬剤師確保対策です。

こちらにつきましては、愛知県病院薬剤師会による就職案内サイトの公開がすでになされており、就職説明会については、実施内容を検討中でございます。

続きまして、長期的な施策です。

4、子ども薬剤師体験研修事業による薬剤師確保対策です。

2025年度は事業の実施を愛知県薬剤師会に委託して、360名の方に参加していただきました。

次に、5、薬剤師就労状況調査事業による偏在対策です。

2025年度は県内のすべての薬局の経営者と新卒者を対象に薬剤師確保のための実態調査をこちらも愛知県薬剤師会に委託して実施しました。

なお、2025年度調査の結果は、現在取りまとめ中ではありますが、2024年度調査の結果は資料1-2のとおりです。

最後に、効果を検討すべき施策です。

こちらにつきましては、薬剤師を確保するために奨学金卒業後返済支援の対象や実施方法を検討していくこととしておりますが、すでに実施している他県の動向を踏まえながら検討していくこととしております。

先に申しあげましたとおり、計画は3年ごとに計画の実施・達成を積み重ね、その結果、2036(令和18)年度までに薬剤師偏在是正を達成することを長期的な目標としているため、次年度、2026(令和8)年度に計画の実施・達成状況を把握し、必要に応じて見直す予定となっておりますが、2025(令和7)年度の進捗状況について以上のとおり報告します。

説明は以上です。

(前田会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、ご発言願います。

【意見・質問なし】

(前田会長)

よろしいでしょうか。

それでは本日の議題は以上でございまして、3の報告事項に移りたいと思います。

報告事項の(1)、医薬分業の現状について事務局から説明をお願いいたします。

(愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 濱井課長補佐)

(1) 医薬分業の現状について御説明いたします。

資料2の1、本県における医薬分業の推進目標を御覧ください。

愛知県医薬分業推進基本方針において、①から④で示した4つの指標について、全国平均を上回ることを、本県における医薬分業の推進目標としております。

次に、2、本県における医薬分業の質の評価にかかる指標の比較を御覧ください。

こちらの表は、各指標について、全国と本県の各指標を比較したものであり、薬局機能情報提供制度において、各薬局から報告された薬局機能情報をもとに各指標を算出しています。2023年度に、薬局機能情報を報告するシステムがG-MISに移行された影響で③の指標が算出できておりませんが、2024年度は問題なく算出することができました。①から④の指標のいずれも前回の指標値を上回る状況となっております。

また、各指標における2021年末までの全国平均については、厚生労働省から

公表されておりました。しかし、2022年度末以降における各指標の全国平均については、厚生労働省に公表するよう要望しているものの、依然として公表されておらず、各指標における愛知県と全国平均との比較ができず、評価ができておりません。

次に、3、医薬分業適正化協議会議の開催(2025年12月24日開催)を御覧ください。

県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、消費者代表及び有識者等で構成する会議を開催し、適正な医薬分業の推進・定着のための協議を行っております。医薬分業の推進目標を評価するにあたり、県としては、各指標の全国平均について、厚生労働省に速やかに公表するよう要望しつつ、当面は前年の指標値を上回ることを目標として取り組みを検討していくこととされました。

説明は以上でございます。

(前田会長)

ただいまの事務局の説明についてご質問ございますでしょうか。

(山室委員)

この医薬分業適正化協議会議にも出席しておりました。

そこでも少しコメントさせていただきましたが、指標③、この数字は前回の指標値を上回ってはいるものの、2021年度の全国平均37%よりも、まだ低いということで、特にこの指標③は愛知県では少し出遅れている分野かなとは思っております。そういうこともありまして、この資料3の在宅業務を実施した薬局の割合ですけれども、これに関しては、今後、これが伸び悩んでる点の何か要因ですとか、今後何か対策とか、そういうものを県としてお考えでしょうか。

その辺をお聞かせください。

(愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 伊藤課長)

在宅業務の自治体薬局の割合等々の指標が伸び悩んでいるということのご質問でございました。

おっしゃる通り、やや、他の指標に比べると、伸び悩んでございます。

県としましては、県の薬剤師会の方に委託する形で、この在宅業務を実施する薬局の割合を増やすべく、薬局に対する研修等々の事業を委託してお願いしておりますので、そういったものを活用しながら、③などの指標を向上させていきたいというふうに考えております。

(前田会長)

さらにご覧いただけますでしょうか。

(川邊委員)

先ほども伊藤課長の方から言われましたけれども、私どもとしては、薬剤師の在宅医療対応研修費ということで、県の方から委託いただいて、いろんな研修をしております。

また、在宅受け入れ薬局リストを作成し毎年更新し、質の高い在宅医療ができるように取り組んでおります。

在宅医療に関しましては、第8次医療計画にもあるようにシームレスに提供が必要な分野でございますので、薬剤師、薬局としてもしっかり進めていくように、今後とも取り組んで参ります。

(前田会長)

他はございますでしょうか。

【意見・質問なし】

(前田会長)

続きまして、報告事項(2)、医薬品医療機器等法の改正について事務局から説明をお願いいたします。

(愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 濱井課長補佐)

(2) 医薬品医療機器等法の改正について、薬局や医薬品販売に関する内容を中心に、御説明いたします。

この法律は、2025年5月21日に改正され、同じ年の11月20日に施行されています。今回の改正では、薬局の業務や医薬品の販売方法に関わる部分が大きく変わりますので、順番に御説明していきます。

1、医薬品の販売区分や販売方法の見直しについてです。

まず、要指導医薬品についてです。2026年の5月1日から、薬剤師が必要と判断した場合には、オンラインで服薬指導を行ったうえで販売することができるようになります。ただし、「特定要指導医薬品」に指定されているものについては、これまでどおり、対面での販売が必要になります。

次に、濫用のおそれがある医薬品の販売についてです。こちらも2026年の5月1日から、特定の成分を含む一般用医薬品が「指定濫用防止医薬品」という新しい区分に位置付けられます。これらの医薬品については、販売時に資格者が購入者の状況を確認し、必要な情報提供を行うことが義務付けられます。特に、18歳未満の方への大容量製品や複数個の販売はできません。また、18歳未満への小容量製品の販売や18歳以上であっても大量に購入しようとする場合には、対面、またはオンラインで確認を行う必要があります。

さらに、医療用医薬品の販売に関する改正です。通常、医療用医薬品は処方箋に基づいて販売しますが、リスクの低い医薬品については、やむを得ない場合に限り、薬局で販売できる仕組みが整備されます。

こちらは公布後2年以内に施行される予定です。

2、「調剤業務の一部外部委託の制度化」についてです。

薬剤師が対人業務により時間を使えるようにするため、一包化業務などの特定調剤業務を、設備の整った薬局に委託できるようになります。委託する薬局と受託する薬局は、同じ三次医療圏内にあることが想定されています。

こちらにも公布後2年以内に施行される予定です。

3、「健康サポート機能を有する薬局の認定制度の導入」についてです。

届出制だった健康サポート薬局が、都道府県知事による「認定制度」に変わり、名称も「健康増進支援薬局」となります。

この制度も、公布後2年以内に施行される予定です。

4、「デジタル技術を活用した医薬品販売」についてです。

薬局や店舗販売業者が、一般用医薬品の受け渡しを登録受渡店舗に委託できるようになります。薬剤師は常駐しませんが、薬局側の薬剤師が遠隔で管理する仕組みです。

こちらにも、公布後2年以内に施行される予定です。

5、「その他関連の改正事項」についてです。

調剤済みの処方箋や調剤録について、保存期間が5年間に変更されます。

こちらにも、公布後2年以内に施行されます。

6、「薬局機能情報提供制度の見直し」についてです。

薬局から提出する情報の報告先が、薬局の許可権者と同じになるよう制度が整理されます。

こちらは、公布後3年以内に施行されます。

以上が、今回の法改正で薬局や医薬品販売に関係する主な変更点となります。

(前田会長)

ただいまの説明についてご質問がありましたら御発言をお願いいたします。

【意見・質問なし】

(前田会長)

続きまして、報告事項(3)、電子処方箋普及促進事業の進捗状況について事務局から説明をお願いいたします。

(愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 濱井課長補佐)

(3)「電子処方箋普及促進事業の進捗状況」について御説明いたします。

資料4を御覧ください。

本県では、第四期医療費適正化計画に基づき実施する電子処方箋の活用、普及の促進を図るため、2024年度から電子処方箋及び電子処方箋の新たな機能を導入した県内の保険医療機関・保険薬局に対して、導入費用の補助を実施しており、今年度は昨年8月1日から12月26日まで申請を受け付けておりました。

資料の裏面を御覧ください。

6の本県の電子処方箋の導入状況としては、昨年11月時点で、病院15.9%、診療所29.5%、歯科診療所8.0%、薬局87.0%であり、全体として40.2%と補助開始前と比較して約2倍になり、全国平均を上回るペースで導入いただいております。

7の今後の予定としましては、国は、引き続き、ICT基金の補助事業を実施することとしていますが、都道府県による補助については、来年度実施の予定はありません。

また、国としては、電子処方箋と電子カルテ/共有サービスが一体的に導入が進むよう、改めて補助の取扱いを検討するとしております。

説明は以上でございます。

(前田会長)

ただいまの説明について、御質問がございましたら、御発言お願いいたします。

(山室委員)

医療機関、診療所ですけれどもなかなか電子処方箋の普及が進まない。その要因を考えますと、設備投資にお金をかけるには経営がかなり厳しいという現状がありますので、県からの補助が打ち切られるというのは、かなりつらいところがございます。

現実、診療所等では、この電子処方箋にするメリットをあまり感じるところがなく、その面でもこの設備投資が遅れる原因になっているかと思っております。

電子カルテそのものがないとか、その他の要因もありますが、この経営厳しい中での設備投資ということになりますので、国と、県で半々持っていて、全額補助ぐらいでないでないと電子処方箋の普及率はなかなか上がらないのが現状かと思っておりますが、この辺について御意見いただけるとありがたいです。

(愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 伊藤課長)

今回の資料に示す通り、薬局につきましては、概ね導入されたというふうな考え

ていいかと思いますが、病院であったり診療所であったり歯科診療所は、半分もいってないという状況でございます。

それを踏まえて、先生がおっしゃった通り電子カルテもまだまだ、電子処方箋のメリットも医療機関側では見いだせてないということでございます。

まず、メリットの方でございますが、9割方導入している薬局側が、患者さんが処方を受けた薬を、電子処方箋に対して、何を処方したかというのを、確実に入力するというのを促しております。

現在の統計だと8割を超える薬局が、その登録をしていただいているということで、患者さんが重複投薬、或いは併用禁忌といった、併用することができないようなお薬をもらうということを防ぐということに繋がっておるかと思っております。

これらが医療機関側でも見られるようになれば、さらに、そういったことが防げるということで、その辺のメリットを国の方としては医療機関側にも周知していくということでございます。

併せまして、国の方も電子処方箋の導入だけでは医療機関側がなかなか進まないということで、今回、医療機関に電子カルテをまず導入してもらい、合わせて電子処方箋の導入につなげていくということをやっているかないとだめだろうということで国の方も、今年の夏をめどに電子カルテの導入、そこに合わせて電子処方箋をどのように導入していくかということを考えていく、補助の制度もそこで合わせて見直していくというような方向性で、考えているということですので、県としても、それらの国の進め方、もう少し詳細な進め方を、或いは方向性を待って、必要であれば補助などをまた考えていくということになろうかと思っておりますが、今しばらく時間をいただきたいということでございます。

(山室委員)

ぜひ、積極的な御支援をお願いしたいと思っております。

(川邊委員)

薬局は、受け入れ側ということで、先に87%、電子処方箋の対応ができていますが、診療所側からの発行というのは少ないことは存じております。

こちらの方は、電子カルテ等のサービスの問題もあるかと思っておりますので、国では進むというふうに聞いておりますので、ぜひ、そちらもお願いしたいということと、今後、医療扶助の方で、電子処方箋の情報だとかお薬手帳を活用するというのが、出てくるかと思っております。ということになりますと、やはり、私どもとしては、医薬品を適正に使用するというのを含めて、重複投薬等も確認をするということは、電子処方箋が導入されますと簡便に取り組めると思っておりますので、普及が、徐々に進むのではないかと考えております。さらなる普及に向けて、県の方も補助金等も考えていただければいいかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(佐藤委員)

愛知県病院協会の立場で病院の方からです。

この中で病院が一番普及も悪いようですが、大きな病院では全員が医師会員というわけではないので、例のHPKIカードは、全職員持っているわけではないので、それがもう1つ、足枷になってるかもしれません。

一時ICカードの作成に時間かかっておりましたがスマホでもできるようにはなりました。当院においても、同じような現状であります。

そんな中で病院経営厳しい折、この補助スキームですと、かなり病院として負担しないと設備ができないということもありまして、是非とも、来年度、補助がないということのようですけども、再検討をお願いしたいというふうに思います。

(前田会長)

事務局からは、御意見ございますでしょうか。

(愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 伊藤課長)

御要望について、承りました。

(前田会長)

他はございますでしょうか。

【意見・質問なし】

(前田会長)

続きまして、報告事項(5)あいち健康の森薬草園の運営状況について、事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 小木曾課長補佐)

資料5を御覧ください。

まず、1の設置目的でございますが、当薬草園は、「薬用植物の活用を通じた健康づくり」の促進を図ることを目的としまして、平成27年4月に、あいち健康の森の一角に開園し、今年度で10周年を迎えております。

施設は、2の施設概要にありますとおり、敷地面積、約28,000平方メートルの園内に、薬草ゾーンやハーブ園、薬木の森を設け、150種を超える薬用植物の植栽展示を行っております。

また、園の中央には、県民向けの講座や企画展示などを行う「ボランティア交流センター・研修展示施設」を、整備しております。

次に、3の運営管理についてです。当薬草園は、指定管理者制度を導入しており、公募により選定した「愛知県薬剤師会・日誠グループ」に、管理運営を委託しております。本年度から3期目の指定となり、指定期間は、2030年3月までとなります。

開園以来、3期続けて同じ指定管理者となりますので、これまでのノウハウを活かし、施設の維持管理を適切に行っていただくとともに、より多くの方に利用していただけるよう、工夫を重ねていきたいと思っております。

続いて、4の現状(1)、来園者数の推移でございます。

園内の植栽展示や、開催する講座、イベントの内容も充実してきており、多くのリピーターの方に応援していただける施設となってまいりました。

開園前に設定しました目標来園者数2万2千5百人を、毎年クリアすることができておまして、昨年度には、過去最多の4万5千人を超える皆様に御来園いただきました。

なお、今年度12月末時点の来園者数は、既に目標を超える、約2万7千人となっております。

資料の裏面を御覧ください。

(2)講座、イベントの開催でございます。

薬草と漢方についての講座や藍染め体験など、園内での収穫物を活用し、薬用植物の使われ方や効能を学び、薬用植物をより身近に感じていただく講座を、年間を通じて開催しております。

また、気候が良く人出が増える春と秋には、幅広い世代の方々に薬草園を知っていただけるよう、大規模なイベントを開催しており、講座や講演会だけではなく、薬草園ラベルツアーや〇×クイズなど、御家族みんなが楽しめるような工夫をしております。

続いて、(3)の利用促進のための取組についてです。

利用促進策につきましては、地元自治体や製薬団体、大学教授などの有識者で構成する「あいち健康の森薬草園に関する運営懇談会」からも助言をいただきながら、取組を進めているところです。

運営懇談会において、指定管理者から提案があった企画として、昨年度は、NHKの大河ドラマ「べらぼう」の時代背景にちなみ「江戸時代より親しまれている薬用植物」をテーマとして、尾張における薬草園のはじまりや尾張藩の薬園の歴史を紹介するパネル展示などを行いました。

このような話題のドラマ等に関連した企画展示を行うことにより、今まで薬草園を知らなかった方々にも、来園のきっかけになり、薬草に興味を持っていただけるきっかけになればと思っております。

最後に、(4)の研修施設の設置についてでございます。

本年度、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用しまして、薬草

園内に新たな研修施設の設置をおこなっています。

設置する施設は、面積が6 m×2.4 mの木造の建築物となりまして、それほど大きくない施設ではありますが、冷暖房・給排水を備えておりまして、例えば子供向けの講座など、比較的小規模でおこなう企画に活用していきたいと考えております。

現状、既存の設備が手狭になってきている部分もありますので、既存施設に加えて、この新たな施設を活用して、薬草園の利用促進につなげてまいりたいと考えております。

引き続き指定管理者様と連携しながら、県民の皆様楽しんでいただける施設になるよう、取り組みを進めて参りたいと思います。

私からは以上となります。

(前田会長)

ただいまの説明について御質問がありましたら御発言をお願いいたします。

【意見・質問なし】

(前田会長)

次に、4 その他とありますが、事務局から何かありますか。

(愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 瀧島担当課長)

事務局からは特にございませぬ。

(前田会長)

以上で、本日の議事は全て終了しました。

折角の機会でございますので、事務局からの説明以外の事項についても、意見等がございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(川邊委員)

県の皆様におかれましては、物価高騰対策、光熱費だとか診療報酬の補助金、あと医療介護パッケージの方で薬局の方にもしっかり補助をつけていただいて、薬局自体は今3割が赤字と言われている中、非常にありがたかったと思います。

この場を借りて御礼を申し上げます。

また、現在、日本薬剤師会では、地域医薬品提供強化のためのアクションリストというものを出して、いつでもどこでも誰にでも過不足なくということで医薬品を提供するために、事業を行っております。

この中で、厚生労働省の薬局機能高度化推進事業の方で、補助をいただきな

がら、愛知県薬剤師会でも、今回、地域医薬品提供体制構築のための推進事業というのを行っております。

こちらの中では、全国事業と、モデル事業とありますが、私どもが行っておりますアルカモネという地域情報提供システムの構築だとか、あとは在宅医療、多職種の相談窓口業務というのも行っております。

また、医療用麻薬の提供体制の構築事業ということで、今進めていますが、一番には、へき地の無薬局地区等における医薬品提供体制の構築モデル事業というのを行っております。東三河の北部、新城、旧鳳来町、旧作手村、設楽町、東栄町、豊根村の方の住民の方々にアンケートをとりながら、地区の行政の方々ともお話ししてまた医師会様等とも協議を重ねながら、現在、報告書をまとめているところでございます。

なかなか、愛知県津々浦々に医薬品を提供することが難しいということで、こちらは、その社会的インフラである薬局というところを主眼に置いてやらなければ、経済効率性とは反するものではございますけれども、愛知県薬剤師会としては、今後ともこちらの方を進めながら、社会インフラとなる薬局の構築に努めて参りたいと思います。

以上です。

(前田会長)

事務局あるいは他の委員の先生方から何かございますでしょうか。

【意見・質問なし】

(前田会長)

それでは、意見も出尽くしたようでございますので、本日の薬事審議会はこれで終了します。マイクを事務局にお返しします。

(愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 伊藤課長)

最後に事務局から委員の皆様には事務連絡がございます。本日の会議録につきましては、本日御発言いただきました委員に発言内容の確認をいただいた上で、会議冒頭で会長が指名したお二人の署名者に御署名いただくこととしております。後日改めて事務局から依頼がありましたら、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。本日はありがとうございました。